

令和6年第4回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月8日(月) 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第18号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第19号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第20号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第21号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	池部 克
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	小楠 裕美

相知分室職員
北波多分室職員
肥前分室職員
鎮西分室職員
七山分室職員

徳島 千恵
吉田 幸司
水田 逸誠
佐々木 貴浩
藤江 博文

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶からお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長挨拶) それではただいまより令和6年第4回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号6番山口正則委員、議席番号7番白津知範委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について5件、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について9件、議案第20号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について22件、議案第21号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について8件、計44件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第18号から第21号までの議案44件であります。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で1,268平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、令和6年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用申請、団地等造成、開発協議申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大50センチ

の盛土を行い、整地し、東北側入口を除く周囲にはコンクリートブロックおよびメッシュフェンスを新設し、東北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝へ流し、汚水も新設道路に埋設する排水管を介して東北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお条件につきましては、転用履行に際し、被害防除の確約書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。4月の3日の日に東部調査会のメンバーで現地を確認いただきました。場所などについては先ほど事務局から説明をいただいたとおりでありまして、都市計画法上の用途地域になっている区域でございます。ただ、いわゆる公衆用道路からちょっと入り込んだ所で心配をしておりましてけれども、資料の3ページにありますように、右側の宅地の所、道路際の所には小屋も建っておりますが、その分まで含めて取り壊して通路になさるということでございます。そういうことから、特に問題ないだろうということでございまし

	た。慎重審議よろしく願いいたします。以上でございます。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2, 9 2 2 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。 許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。 行政関係の手続きについて、道路工事施工、道路占用申請、

開発協議、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.1メートルの盛土を施し、東、北側にはL型擁壁を設置し、土留めを行い、道路を新設し、西側には道路側溝を新設、南側には縁石を新設して、西および南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設の道路側溝へ流し、汚水も西側道路の公共下水道および新設する道路内に埋設する排水管へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 7番白津です。4月の3日の日に東部調査会で現地調査をいたしました。ちょうど3日の日も大雨で、4月では珍しい大雨が降りました。この分譲地は、分譲に対しては調査員の皆さんいいだろうということでしたけれども、東側と北側にハウス等の農地があります。その農地の排水をどうするかということで、東部調査会のメンバーで確認をいたしました。計画ではコルゲート管の150を北方向に回すということで載っておりますけれども、これで水が排水できるかどうかと

	いうことをちょっと疑問に持つなあという意見もありましたので、事務局のほうから申請者のほうの説明をお願いしたいと思います。調査会ではいいだろうという結論が出てはおりますけれども、地元の隣接する農地とのこの排水対策を業者のほうに強くお願いしてもらいたいということで意見がまとまっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。
議長	この件につきまして皆さんのほうからご意見ございませんか。（農地係・槻木「はい。」）はい。
農地係・槻木	補足で説明をさせていただきます。隣接農地所有者から水の逃げ道がなくなってしまうということで事業者に相談があったようです。代理人である行政書士にそのことを確認したところ、隣接農地の敷地内に申請地の境界に沿ってコルゲート管という排水管を入れることによって排水経路を作るということを確認しました。それで皆さんのお手元にあるこの6ページの施設配置図を隣接農地の方に示して、それをもってして、今回同意を得られているかたちになっておりますので、隣接農地所有者の方は、その面では承諾をされていると考えております。事業者に対しても私のほうからちゃんとこの計画どおりやってくださいとは言っております。以上です。
議長	ほかにご意見ございませんか。（白津委員「はい。」）はい、白津委員。
白津知範委員	地元というのは、その隣接農地等はですね、希望としては、かなり大きいU字溝を引いてもらいたいというような要望が出ておりましたので、私もその行政書士の方に相談に行きま

	したけれども、一応コルゲート管で対応するという事ですけれども、隣接地の人は、できたらU字溝等でしてもらいたいという要望がちょっと出ておりましたので、そのへんは事務局のほうからも、もう1回排水のほうをよろしく願いしたいということで念を押してもらいたいなあと考えておりますけれども。
農地係長	一応要望をさせてもらおうと思っているんですけど、条件付になってないものですから、あんまり強く言うのは、ちょっとそのへんは微妙なんですけど、そのへんをまた業者のほうには相談をしてみます。
議長	(白津委員「はい。」) はい、白津委員。
白津知範委員	隣接の人に条件をちゃんと付けてから言っておかないといけなと言っていたが、業者の人が条件は付けないでください、書かないでおいてくださいと言って、ちゃんとしますので、ということで、隣接の人がそのように言われたですもんね。ですので、ちゃんと条件を付けとかないといけなと後から言っていたが、その前に印鑑を打ってしまっていてしまったんですよね。再度そのへんについて強くお願いしたいと思って報告をしております。
農地係長	はい。わかりました。一応業者のほうには指導させていただきます。
議長	ほかにございませんか。(井手委員「はい。」) はい、井手委員。
井手創一委員	4番の井手ですけど、今の審議の内容はどういうふうを決

したらよいのでしょうか。条件付きで賛成、反対となりますよね。今白津委員が言われたのは、もうとにかくU字溝か何かに変えないといけないと条件を付けていたと言っていたが、私達はどのような判断をすればいいのでしょうか。

議長 (山添委員「はい。」) はい、山添委員。

山添明委員 はい。12番の山添です。この件につきまして、ちゃんとここにも書いてありますように、生産組合長さん、それに隣接地の所有者の方ももう同意してあるというわけでしょう。そして私達はこの土地を許可するかせんか、U字溝の問題じゃないと思うんです。この土地に対しての審議ですけど。ですので私は異議なしということでしております。

議長 今の件につきましてご意見ございましたらお願いします。
(河上委員「はい。」) はい、河上委員。

河上和則委員 14番河上です。今話にあつとるコルゲート管で対応するという話ですが、コルゲート管を何メートルぐらい入れるんですか。例えばですね、短い1メートル、2メートル、3メートルぐらいだったら、つかえることなく排水はできると思うんですが、これがかなり長い距離になると、コルゲート管にもしごみが入って、排水がきかなくなった場合は、隣接地の農地の方は大変迷惑すると思うんですね。ただただ隣接所有者の意見書ありとしてある部分で、どれをもって意見書があったのか、そこらへんの確認をした上でですね、判断しないといけないと思うわけですが、わかる範囲で答えていただきたい。

議長 事務局のほうから。

事務局長 はい。すみません。なかなか技術的なこともありますので、今ここで私達の答えが出ませんので、すみませんけれども、いったんこの案件をちょっと保留にして、次の案件を審議していただく間に、その間に担当が業者に連絡を取りまして、確認をいたしますので、これを一番最後に回したいと思います。すみません。先へ進みたいと思います。迷惑をかけます。

議長 そういうことでよろしいでしょうか。(委員多数「はい。」)
はい。それでは先ほどの件につきましては、確認をして、皆さんにまた報告をして、ご審議をいただきたいと思います。それでは次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 4, 4 0 8 平米のうち 9. 5 4 平方メートルです。現況は、一部雑種地になっております。目的は、合併浄化槽です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、既存の単独浄化槽を撤去して設置するものであり、南側宅地より出入口とする計画です。なお、既存単独浄化槽を設置していたことについての始末書が添付されています。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

生産組合長、区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。

許可の基準は16番となっており、土地の選定理由書が添付されています。整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

大場將夫委員 5番の大場です。4月3日に東部調査会で現地の確認をいたしました。この地区は下水道事業が見送られて合併浄化槽にだんだん切り替えていくというような方針の地区ですけれども、昭和40年頃に許可がないまま古い浄化槽が設置されていた所で、今回合併浄化槽を入れ替えるということで申請を出して、この始末書も出して行いたいということです。やむを得ないかなというふうに我々としては判断しております。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 3 筆、面積は合計で 1, 3 8 1 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。行政関係の手続きについて、開発協議、団地等造成、普通財産使用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 2 0 センチの盛土を行い、整地し、北側は既存コンクリートブロックを利用し、西側には新

設、南側には道路側溝、東側には縁石を新設し、南および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側の新設道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。

許可の基準は1番となっております。整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。1日の日に現地調査をいたしまして、周りは住宅地になってしまっておりまして、もうずっと荒れておる土地ですので何も問題ないだろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1, 8 1 1 平方メートルです。現況は休耕地というか、ちょっと荒れたような状態になっております。目的は、駐車場および資材置場です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側の水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。

許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

	整理番号５番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎太享委員	１１番宮崎です。４月１日に中部調査会のほうで現地確認をし、周りは山で車の整備工場があり、耕作してあるものもなく、大丈夫であろうということで確認をしております。皆様の審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集３ページ、議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号１番から議案集４ページの整理番号９番までの９件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の３ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計９件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由などについては、議

案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから5ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

事務局長 それでは先ほど保留しました5条の案件の2番を業者と連絡がついたということで説明をいたします。

農地係・槻木 先ほどの議案18号の2番についてなんですけれども、業者に確認をしたところ、この配置図を作って、それ以降にまた区長、生産組合長さんと隣接の所有者さんとの話し合いの場を持たれたそうで、今回この配置図にはコルゲート150と書いてあるんですけど、200にするというところで話し合いがあったようです。それで納得というか、協議をされた、了解をされたようです。長さ的には150から200メートルになって、先ほどご指摘があったように、何か管理とか誰

がするかというところはですね、転用事業者が管理をされる
というところで承諾をもらえたという話でした。以上です。

議長 この件につきまして皆さんのほうからご意見ございません
か。（白津委員「はい。」）はい、白津委員。

白津知範委員 今の説明で150から200メートルと、隣接の方にもち
ゃんと説明をしたということで一応東部調査会では150で
は足りないのではないかというふうな意見が出ておりました
ので、それを改善されていたということで一応東部調査会の
ほうも納得したいと思っております

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り
ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し
ました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。16時
より再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

15時40分 休憩

16時00分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それではお揃いのようでございますので、会議を再開いた
します。議案集5ページ、議案第20号、農業経営基盤強化

促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。整理番号１番から整理番号４番までの４件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。所有権分の議案について説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第１５条第１項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるため、同条第４項の規定により農用地利用集積計画を定めるべきことを市長へ要請するものです。対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、移転目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。計画の内容は、所有権の移転を受ける者が農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 6 ページ、議案第 20 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について

(利用権)を議題とします。整理番号 1 番から議案集 8 ページ、整理番号 15 番までの 15 件については、一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。こちら利用権分の議案整理番号 1 番から 15 番までの 15 件について説明をいたします。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。設定する利用権の種類は、賃借権および使用貸借権です。面積はすべて合計で 41,345 平方メートルとなっております。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 9 ページ、整理番号 16 番から整理番号 18 番を議題とします。この案件につきましては、議席番号 2 番中山政俊委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって中山委員の退席を求めます。

【中山委員退席】

それでは整理番号 16 番から整理番号 18 番までの 3 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。整理番号 16 番から 18 番までの 3 件について説明をいたします。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。設定される利用権の種類はすべて賃借権です。面積は合計で 6,817 平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで中山委員の入室を許可します。

【中山委員入室】

中山委員にお知らせいたします。整理番号１６番から１８番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせいたします。次に議案集１０ページ、議案第２１号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号１番から議案集１２ページ、整理番号８番までの８件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、市長から農用地利用集積計画の決定の依頼がありましたので、回答をするものです。農地中間管理機構を介して農用地の利用権を設定するもので、出し手と受け手のマッチングが予め整っているものについては、県による配

分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができます。これを集積計画一括方式と呼びます。対象となる農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃貸借と使用貸借となっております。面積は合計で19,052平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

 本案について、質疑や異議はございませんか。（石川委員「はい。」）石川委員。

石川利恵委員 8番石川です。整理番号の1番で備考欄は再設定と書いてありますけど、この方は新規じゃないんでしょうか。それと農業公社と10年の契約をされてあるんですけど、中途解約もできますか。これは。絶対10年作らないといけないんですか。

議長 はい。事務局のご答弁をお願いします。

振興係長 事務局の檜田です。整理番号1番について説明をいたします。こちらのほうでの聞き取りでは7月の大雨で被災された農地の代わりに新たに取得されたということで、新規ということで伺っておりました。1番の整理番号の1、備考欄再設定は新規の誤りでございました。大変失礼いたしました。お詫びして訂正をいたします。それから2つ目の質問でござい

ます。途中で解約できるのかということでございますが、解約は可能でございます。解約された場合に、いったん土地は中間管理機構から借り受けておりますので、借り受けたまま、わりと短期にその次の借り手が見つかるようであれば、そのまま機構から新しい借り手のほうに貸し出すことは可能ですけれども、その見込みが薄ければ、いったん出し手のほうに戻る可能性もございます。このへんはちょっとケースバイケースとなってまいります。以上でございます。

議長 ただいまの説明でよろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第18号5件、議案第19号9件、議案第20号22件、議案第21号8件、計4議案44件は、いずれも原案どおり可決しました。皆様方には長時間の慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。